

## 新潟市一時預かり事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 保育所その他の場所において児童を一時的に預かることを円滑に推進するため、社会福祉法人その他の者（以下、「事業者」という）が行う一時預かり事業について、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成16年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、事業者が新潟市一時預かり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。

(1) 一時預かり事業 実施要綱第3条の表中1に該当する事業

(2) 緊急一時預かり事業 実施要綱第3条の表中2に該当する事業

(交付額)

第3条 この補助金の交付額は、それぞれの事業ごとに別表に掲げる基準額とする。

(計画書等の提出)

第4条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、市長に対し、あらかじめ対象予定児童数、事業計画等を提出し、承認を得るものとする。ただし、交付の対象となる事業が、第2条第2号に該当する事業の場合はこの限りでない。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、別記様式1による「補助金交付申請書」を市長に提出しなければならない。

(納税証明書の提出)

第6条 この補助金の交付を受けようとする事業者は、市税を滞納していないことを証するため、納税証明書を市長に提出しなければならない。ただし、事業者が以下の号に該当する場合はこの限りでない。

ア 公益法人、社会福祉法人及び非営利型法人である場合

イ 新潟市内に事務所・事業所等や住所等若しくは把握可能な資産がない、又は設立間もないなどにより新潟市税の課税がないことが推定される場合

ウ 非課税や減免などにより通常、納税がないことが推定される団体（自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、マンション管理組合など）である場合

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条に定める交付の申請を受けたときは、申請書等を審査し、補助

金の交付の適否を決定し、別記様式2による「補助金交付（不交付）決定通知書」により、申請を行った事業者に通知するものとする。

（変更の承認）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請内容を変更しようとする場合には、別記様式3による「補助金変更交付申請書」を速やかに市長に提出しその承認を得なければならない。

2 市長は前項に定める変更交付の申請を受けたときは、申請書等を審査し、適正と認められるときは交付額の変更を決定し、別記様式4による「補助金変更交付決定通知書」により申請を行った事業者に通知するものとする。

（補助金の概算払い）

第9条 補助金の支払いは、第7条に定める補助金の交付を決定したときは、概算払いができるものとする。ただし、交付の対象となる事業が、第2条第2号に該当する事業の場合はこの限りでない。

（実績報告）

第10条 第7条又は第8条第2項に定める交付の決定を受けた事業者は、事業の完了後、速やかに別記様式5による「補助金変更交付申請兼実績報告書」を作成し、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第11条 市長は、第10条に定める変更交付申請兼実績報告を受けたときは、報告書等を審査し、その結果を別記様式6による「補助金変更交付決定兼確定通知書」により事業者に通知するとともに、補助金を交付する。

（手続の特例）

第12条 交付の対象となる事業が、第2条第2号に該当する事業の場合にあっては、第5条に規定する「補助金交付申請書」及び第10条に規定する「補助金実績報告書」に代えて、別記様式7による「補助金交付申請及び実績報告書」を6カ月分又は1年分を取りまとめ提出しなければならない。

2 市長は、前項により「補助金交付申請及び実績報告書」が提出されたときは、内容を審査し、その結果を第7条に規定する「補助金交付（不交付）決定通知書」及び第11条に規定する「補助金確定通知書」に代えて、別記様式8による「補助金交付（不交付）決定通知兼確定通知書」により事業者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年4月分、5月分及び6月分の補助金交付額に限り、別表一時保育促進事業の項(1)中「900円」とあるのは「1,800円」と、同表同項(2)中「900円」とあるのは「1,800円」と、同表緊急一時保育事業の項(1)(ア)中「150円」とあるのは「300円」と、同表同項(1)(イ)中「900円」とあるのは「1,800円」と、同表同項(2)中「900円」とあるのは「1,800円」とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月13日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月25日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月14日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別 表（第 3 条関係）

1 区分	2 基準額																																		
<p>一時預かり 事業</p>	<p>実施場所ごとに次の（１）及び（２）により算定された額の合計額</p> <p>ただし、事業を実施するのに要した経費から保護者負担額その他事業によって得た収入を差し引いた額が（１）と（２）の合計額を下回る場合は、事業を実施するのに要した経費から保護者負担額その他事業によって得た収入を差し引いた額とする。</p> <p>（１）基本分</p> <table border="1" data-bbox="580 846 1401 1957"> <thead> <tr> <th data-bbox="580 846 1074 925">年間利用人数</th> <th data-bbox="1074 846 1401 925">補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="580 925 1074 992">1人以上300人未満</td> <td data-bbox="1074 925 1401 992">2,751,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 992 1074 1059">300人以上900人未満</td> <td data-bbox="1074 992 1401 1059">3,051,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1059 1074 1126">900人以上1,500人未満</td> <td data-bbox="1074 1059 1401 1126">3,267,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1126 1074 1193">1,500人以上2,100人未満</td> <td data-bbox="1074 1126 1401 1193">4,719,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1193 1074 1261">2,100人以上2,700人未満</td> <td data-bbox="1074 1193 1401 1261">6,171,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1261 1074 1328">2,700人以上3,300人未満</td> <td data-bbox="1074 1261 1401 1328">7,623,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1328 1074 1395">3,300人以上3,900人未満</td> <td data-bbox="1074 1328 1401 1395">9,075,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1395 1074 1462">3,900人以上4,500人未満</td> <td data-bbox="1074 1395 1401 1462">10,527,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1462 1074 1529">4,500人以上5,100人未満</td> <td data-bbox="1074 1462 1401 1529">11,979,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1529 1074 1597">5,100人以上5,700人未満</td> <td data-bbox="1074 1529 1401 1597">13,431,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1597 1074 1664">5,700人以上6,300人未満</td> <td data-bbox="1074 1597 1401 1664">14,883,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1664 1074 1731">6,300人以上6,900人未満</td> <td data-bbox="1074 1664 1401 1731">16,335,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1731 1074 1798">6,900人以上7,500人未満</td> <td data-bbox="1074 1731 1401 1798">17,787,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1798 1074 1865">7,500人以上8,100人未満</td> <td data-bbox="1074 1798 1401 1865">19,239,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1865 1074 1933">8,100人以上8,700人未満</td> <td data-bbox="1074 1865 1401 1933">20,691,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="580 1933 1074 1957">8,700人以上9,300人未満</td> <td data-bbox="1074 1933 1401 1957">22,143,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間利用人数	補助金額	1人以上300人未満	2,751,000円	300人以上900人未満	3,051,000円	900人以上1,500人未満	3,267,000円	1,500人以上2,100人未満	4,719,000円	2,100人以上2,700人未満	6,171,000円	2,700人以上3,300人未満	7,623,000円	3,300人以上3,900人未満	9,075,000円	3,900人以上4,500人未満	10,527,000円	4,500人以上5,100人未満	11,979,000円	5,100人以上5,700人未満	13,431,000円	5,700人以上6,300人未満	14,883,000円	6,300人以上6,900人未満	16,335,000円	6,900人以上7,500人未満	17,787,000円	7,500人以上8,100人未満	19,239,000円	8,100人以上8,700人未満	20,691,000円	8,700人以上9,300人未満	22,143,000円
年間利用人数	補助金額																																		
1人以上300人未満	2,751,000円																																		
300人以上900人未満	3,051,000円																																		
900人以上1,500人未満	3,267,000円																																		
1,500人以上2,100人未満	4,719,000円																																		
2,100人以上2,700人未満	6,171,000円																																		
2,700人以上3,300人未満	7,623,000円																																		
3,300人以上3,900人未満	9,075,000円																																		
3,900人以上4,500人未満	10,527,000円																																		
4,500人以上5,100人未満	11,979,000円																																		
5,100人以上5,700人未満	13,431,000円																																		
5,700人以上6,300人未満	14,883,000円																																		
6,300人以上6,900人未満	16,335,000円																																		
6,900人以上7,500人未満	17,787,000円																																		
7,500人以上8,100人未満	19,239,000円																																		
8,100人以上8,700人未満	20,691,000円																																		
8,700人以上9,300人未満	22,143,000円																																		

	9,300人以上9,900人未満	23,595,000円
	9,900人以上10,500人未満	25,047,000円
	10,500人以上11,100人未満	26,499,000円
	11,100人以上11,700人未満	27,951,000円
	11,700人以上12,300人未満	29,403,000円
	12,300人以上12,900人未満	30,855,000円
	12,900人以上13,500人未満	32,307,000円
	13,500人以上14,100人未満	33,759,000円
	14,100人以上14,700人未満	35,211,000円
	14,700人以上15,300人未満	36,663,000円
	15,300人以上15,900人未満	38,115,000円
	15,900人以上16,500人未満	39,567,000円
	16,500人以上17,100人未満	41,019,000円
	17,100人以上17,700人未満	42,471,000円
	17,700人以上18,300人未満	43,923,000円
	18,300人以上18,900人未満	45,375,000円
	18,900人以上19,500人未満	46,827,000円
	19,500人以上20,100人未満	48,279,000円

(2) 免除を行った場合の加算分

実施要綱第9条第3項の規定により保護者負担額の免除を行った場合、保護者負担額分を加算する。

緊急一時 預かり事業	<p>実施場所ごとに次の（１）及び（２）により算定された額の合計額</p> <p>（１）基本分</p> <p>実施日単位で次の（ア）により算定された額の実施期間内における合計額から（イ）により算定された額の実施期間内における合計額を差し引いた額</p> <p>ただし、（ア）の合計額が（イ）の合計額を下回る場合の基本分は、０円とする。</p> <p>（ア）標準的経費</p> <p>6,700円 + 150円 × 4時間以内利用児童数 + 300円 × 4時間超利用児童数</p> <p>（イ）標準的保護者負担額</p> <p>900円 × 4時間以内利用児童数 + 1,800円 × 4時間超利用児童数</p> <p>（２）免除を行った場合の加算分</p> <p>実施要綱第9条第3項の規定により保護者負担額の免除を行った場合、保護者負担額分を加算する。</p>
---------------	--

別記様式1（第5条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 施設名

施設設置者名

年度新潟市一時預かり事業補助金交付申請書

新潟市一時預かり事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の開始年月日  
及び完了(予定)年月日
- 4 交付申請額
- 5 情報の公表の内容、方法及び時期
- 6 添付書類

別記様式2（第6条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

年度新潟市一時預かり事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった事業に対する補助金について、下記のとおり  
交付（不交付）の決定をしたので、新潟市一時預かり事業補助金交付要綱第6条の規定に  
基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額（不交付の理由）

別記様式3（第7条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 施設名

施設設置者名

年度新潟市一時預かり事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、新潟市一時預かり事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更交付申請額  
既交付決定額  
差引申請額
- 3 変更理由
- 4 添付書類

別記様式 4 (第 7 条関係)

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

年度新潟市一時預かり事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した新潟市一時預かり事業補助金については、年 月 日付け変更交付申請により、下記のとおり変更したので、新潟市一時預かり事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 既交付決定額
- 3 変更交付決定額

別記様式5（第9条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 施設名  
施設設置者名

年度新潟市一時預かり事業補助金変更交付申請兼実績報告書

年 月 日付け新 第 号で補助金の交付決定のあった事業が完了したので、新潟市一時預かり事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり変更交付申請及び報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業完了年月日
- 3 既交付決定額
- 4 変更交付申請兼実績報告額
- 5 交付済額
- 6 精算額
- 7 情報の公表の状況
- 8 添付書類

別記様式6（第10条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

年度新潟市一時預かり事業補助金変更交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった新潟市一時預かり事業補助金について、下記のとおり変更交付決定及び額の確定をしたので、新潟市一時預かり事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付済額
- 4 確定額

別記様式7（第11条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

申請者 施設名

施設設置者名

年度新潟市一時預かり事業補助金交付申請及び実績報告書

新潟市一時預かり事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請及び報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の開始年月日  
及び完了年月日
- 4 交付申請額
- 5 情報の公表の内容、方法及び時期
- 6 添付書類

別記様式8（第11条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

年度新潟市一時預かり事業補助金交付（不交付）決定通知兼確定通知書

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった事業に対する補助金について、下記のとおり交付（不交付）の決定及び額の確定をしたので、新潟市一時預かり事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額（不交付の理由）
- 3 確定額